

健全化判断比率

「健全化判断比率」は、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率の4つの指標です。

それぞれの指標の算定結果は表1のとおりで、早期健全化基準内となりました。

表1 健全化判断比率

(単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
2017年度	—	—	2.1	—
2018年度	—	—	1.4	—
2019年度	—	—	1.4	—
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0

備考

- 1 実質赤字比率および連結実質赤字比率の「—」は、それぞれ赤字額がないことを表します。
- 2 将来負担比率の「—」は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、比率が算定されなかったことを表します。

資金不足比率

「資金不足比率」は、表2に示す8つの公営企業会計ごとの資金不足の状況を示す比率で、資金の不足が生じた会計はなく、すべて経営健全化基準内となりました。

表2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率 (2017～2019年度)	経営健全化基準
都市開発事業特別会計	—	20.0
集落排水事業特別会計	—	
食肉センター特別会計	—	
商業施設特別会計	—	
病院事業会計	—	
水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

備考

- 1 資金不足比率の「—」は、資金の不足額がないことを表します。
- 2 資金不足比率については、算定を開始した2007年度以降、いずれの会計も資金の不足額はありません。

それぞれの比率が1つでも早期健全化基準(または経営健全化基準)以上であった場合は、財政健全化計画などを策定し、計画的に健全化に取り組まなければならないこととなっていますが、本市においてはすべての比率が基準内となっており、おおむね健全な財政状況にあるといえます。

今後も「健全化判断比率」や「資金不足比率」に留意しながら、健全で安定した財政運営に努めます。

【用語説明】

表1

- ①実質赤字比率 … 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ②連結実質赤字比率 … 財産区特別会計を除く全会計を対象とした実質赤字(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- ③実質公債費比率 … 一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ④将来負担比率 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

表2

- 資金不足比率 … 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

福山市における健全化判断比率等の対象範囲イメージ図

